



福岡医発第115号(地)
平成15年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次



重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）の対応につきましては、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月13日付福岡医発第2210号（地））等で貴会へお送りいたしておりますが、今般、本症候群の検査体制について、下記のとおり対応される旨、福岡県保健福祉部より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会会員への速やかな周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

検体の取り扱い

I 一次スクリーニング

「疑い例」「可能性例」の検査は、原則的に病院検査部において、通常の病原体取り扱いに準じてバイオセーフティレベル（BSL）2で、既知の肺炎を起こす（異型肺炎含む）病原体について一次スクリーニングを行う。

これには、一般細菌培養、迅速診断法（連鎖球菌など一般細菌、レジオネラ、クラミジア、マイコプラズマ、アデノウィルス、インフルエンザウィルス、RSウィルス、その他状況に応じて行う）、血清学的方法（マイコプラズマ、クラミジア）を含む。

II ウィルス分離

平成15年4月8日現在、福岡県保健環境研究所ではコロナウィルス分離が不可能なため、当面の間、Ⅲの特異的検査を行う場合のみ、あわせて国立感染症研究所での対応を依頼する。（依頼については福岡県保健福祉部健康対策課より行う）

Ⅲ 特異的検査

「SARSとすべき症候群」の報告基準（都道府県等から厚生労働大臣への通報のための基準）に合致した場合、医療機関は保健福祉部健康対策課と協議の上、必要に応じ国立感染症研究所にSARSに関する特異的検査の依頼を行う。（依頼については福岡県保健福祉部健康対策課より行う）

公印省略

15 健結第17号
平成15年4月10日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検査体制について

日頃より、本県の感染症対策においては、御協力いただき心より御礼申し上げます。

重症急性呼吸器症候群（SARS）の対応については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月17日14健結第430号）等で貴会員に対する周知をお願いしたところで

す。
このたび、本症候群の検査について、別紙のとおり対応することとしましたので、貴会員への周知をお願いします。

検体の取り扱い

I 一次スクリーニング

「疑い例」「可能性例」の検査は、原則的に病院検査部等において、通常の病原体取り扱いに準じてバイオセーフティレベル（BSL）2で、既知の肺炎を起こす（異型肺炎含む）病原体について一次スクリーニングを行う。

これには、一般細菌培養、迅速診断法（連鎖球菌など一般細菌、レジオネラ、クラミジア、マイコプラズマ、アデノウィルス、インフルエンザウィルス、RSウィルス、その他状況に応じて行う）、血清学的方法（マイコプラズマ、クラミジア）を含む。

II ウィルス分離

平成15年4月8日現在、福岡県保健環境研究所ではコロナウィルス分離が不可能なため、当面の間、IIIの特異的検査を行う場合のみ、あわせて国立感染症研究所での対応を依頼する。（依頼については保健福祉部健康対策課より行う）

III 特異的検査

「SRSAとすべき症候群」の報告基準（都道府県等から厚生労働大臣への通報のための基準）に合致した場合、医療機関は保健福祉部健康対策課と協議の上、必要に応じ国立感染症研究所にSARSに関する特異的検査の依頼を行う。（依頼については保健福祉部健康対策課より行う）